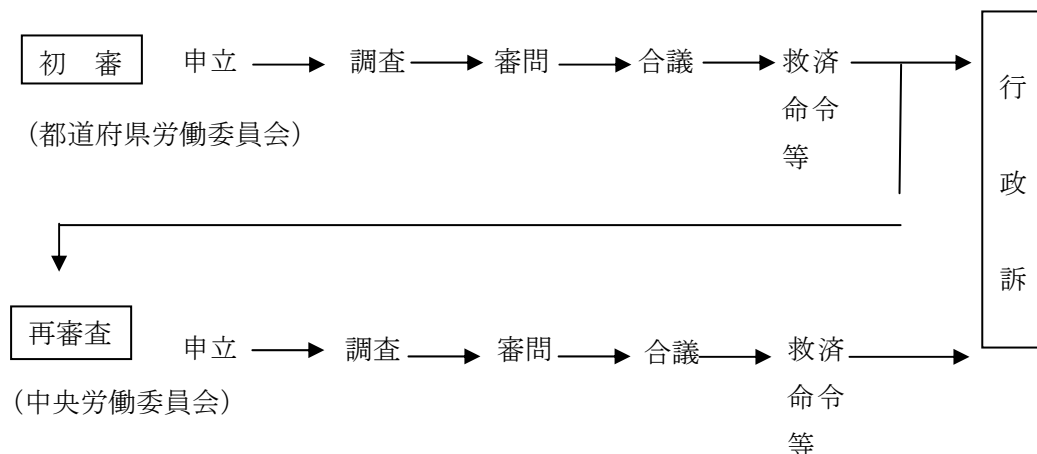


〔不当労働行為の救済措置〕

以上のような不当労働行為に関しては、次のような労働委員会による救済手段が設けられている。



1. 労働委員会は、使用者が不当労働行為をした旨の申立てを受けたときは遅滞なく調査を行い、必要があると認めるときは、当該申立てに理由があるかどうかについて審問を行わなければならない。
2. 労働委員会は、前記1.の申立てが、行為の日（継続する行為にあってはその終了した日）から**1年を経過**した事件に係るものであるときは、これを受けることができない。
3. 労働委員会は、審問開始前に、当事者双方の意見を聴いて、審査を行う手続において整理された争点及び証拠、審問の回数等を記載した**審査の計画**を定めなければならない。
4. 労働委員会は、当事者の申立てにより又は職権で、審査を行う手続及び審問を行う手続において、所定の方法により**証拠調べ**をすることができる。
5. 労働委員会は、審査の途中において、いつでも、当事者に**和解**を勧めることができる。
6. 労働委員会は、事件が命令を発するのに熟したときは、事実の認定をし、この認定に基づいて、申立人の請求に係る救済の全部若しくは一部を認容し、又は申立てを棄却する**救済命令等**を発しなければならない。
7. 使用者（労働組合又は労働者にも準用）は、都道府県労働委員会の救済命令の交付を受けたときは、**15日以内**（天災その他この期間内に再審査の申立てをしなかったことについてやむを得ない理由があるときは、その理由がやんだ日の翌日から起

算して1週間以内)に中央労働委員会に再審査の申立てをすることができる。

8. 使用者が都道府県労働委員会の救済命令等につき中央労働委員会に再審査の申立てをしないとき、又は中央労働委員会が命令を発したときは、使用者は、当該救済命令等の交付の日から**30日以内**に、当該命令の取消しの訴えを提起することができる。なお、労働組合又は労働者が取消しの訴えを提起する場合には、出訴期間は通常の取消しの訴えと同様に処分があったことを知った日から**6か月間**となる(行政事件訴訟法第14条第1項)。